

放置自転車等総合対策業務委託（公募型プロポーザル）にかかる質問への回答

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	業務仕様書（案） 6（2）①	<p>撤去した自転車の保管場所が100%となった際の代替の保管場所の有無。</p> <p>また、保管所への搬入時の台数のカウントは市が行うのか？</p>	<p>代替の保管場所はありません。業務仕様書（案）6（2）①にて、「撤去については保管所の搬入返還等実績（別紙）を踏まえ、啓発と撤去を組み合わせた効率的かつ放置自転車等の削減効果の高い計画を策定すること。」としておりますので、保管所での滞留状況も踏まえて撤去計画を策定していただくこととなります。</p> <p>保管所への搬入時の台数のカウントは受託者で行っていただきます。</p>
2	業務仕様書（案） 6（3）①	撤去作業時間は17時から22時の間とあるが、それ以外の時間帯の撤去作業は発生しないのか？	本業務委託では行いませんが、本市にて別途実施します。
3	募集要項 3（2）	<p>本件にかかる人件費やその他経費について毎月1回の委託料の請求が可能なのか？また委託料の支払いも毎月行われるのか？</p> <p>委託料は撤去自転車一台につきおおよそどれくらいで、どういった計算方式で算出するのか？</p>	<p>募集要項3（2）に記載のとおり、業務の完了した部分（検査職員の検査に合格したもの）に対して、月1回請求することが出来ます。</p> <p>契約期間を通じて毎日従事いただく業務であることから、部分払いを請求される場合は、「契約額×検査に合格した月数÷契約期間」での精算を想定しています。業務仕様書（案）6（3）④アにて「5万台を目途に放置自転車等の撤去を行うものとする。」としていますが、これを超える撤去を行っても委託料の増額は行いません。</p>

番号	質問箇所	質問事項	回答
4	業務仕様書（案） 6（3）	<p>啓発・撤去作業時間及び期間について、今回の対象となる17時～22時以外の時間帯は現在されている日中の撤去は実施されますか？</p> <p>されるのであれば、撤去した車両との線引きは提案で御示しすればよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務委託では行いませんが、本市にて別途実施します。</p> <p>市民対応において、本市が別途実施した撤去への対応については、業務仕様書（案）6（4）④に記載の対応としますが、より効果的な手法があれば、企画提案書C:利用者対応にて、ご提案ください。</p>
5	募集要項 6（3）	<p>企画提案書（各項目A4用紙1枚程度。ただし図表等を用いた補足説明が必要な場合は各項目A3用紙1枚までとする。）とございますが、片面一枚にて記載する認識で宜しいでしょうか？</p>	お見込みのとおりです。
6	業務仕様書（案） 6（3）	啓発札は事業者で準備をし、警告札、公示書は貴市にて用意を頂ける認識で問題ないでしょうか？	啓発札、公示書は事業者で準備いただき、警告札は本市にて用意します。